

公益社団法人川口青年会議所 定款

施行	1973.07.05
改正	1975.10.05
	1979.10.04
	1979.12.06
	1980.10.12
	1981.10.17
	1983.10.04
	1983.11.13
	1983.12.26
	1997.10.06
	2004.01.29
	2004.12.01
	2006.09.02
	2010.01.01
	2014.11.10
	2023.12.07
	2025.01.30

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人川口青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市上青木三丁目12番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の青年が相集い社会奉仕を基調とした指導者訓練により会員の連携と指導力の啓発に努め、その英知と勇気と情熱を持って経済・社会・文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力し、日本の経済・社会の正しい発展を図るとともに、国際青年会議所の機構を通し国際的理を深め、その親善を助長し世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全育成を図る事業
 - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (3) 国政の健全な運営の確保及び地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (4) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - (5) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項のほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 会員の意識の啓発、知識の習得、能力の開発及び教養の向上を図る事業
 - (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と連携し、相互の連携と親善を増進する事業
 - (3) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業
- 3 第1項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員 川口市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年。ただし、正会員である年度中に40歳に達した者は、当該年度中は正会員の資格を有する。
 - (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、特別会員となることを希望するもの。
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労があったもので、理事会において推薦されたもの。
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助することを望む個人及び団体。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員以外の会員の入会に関する事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、総会の日から 7 日以上前までに、その旨を当該正会員に通知するとともに、当該正会員の除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、当該正会員に対し通知するものとする。

4 正会員以外の会員が第 1 項のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 12 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 14 条 総会は、通常総会として毎年度 1 月に開催するほか、9 月、12 月その他必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的並びにその他法令で定める事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも総会の日の 7 日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法により議決権の行使をすることができる場合は、少なくとも総会の日の 14 日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面等による議決権の行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使は、第 15 条第 4 項において、書面又は電磁的方法による議決権の行使ができるとされている場合に限り適用する。

- 2 前項に規定する議決権の行使があった場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事長、議長及び当該総会において選任された 2 名以上の理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員等及び職員

(役員の設置)

- 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 4 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 25 条 理事として選任された者は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。
- 2 監事として選任された者は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、選任された翌々年の 12 月 31 日に任期が満了する。
- 3 前 2 項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者

の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長)

第 28 条 この法人に、任意の機関として、直前理事長 1 名を置くことができる。

- 2 直前理事長は、次の職務を行う。
(1) 理事長の経験を生かし、理事長の相談に応じること。
(2) この法人の運営に関して、必要な助言をすること。
3 直前理事長の選任及び解任は、総会において決議する。
4 直前理事長は、無報酬とする。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
(1) 理事長の経験を生かし、理事長の相談に応じること。
(2) この法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は助言をすること。
3 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。
4 顧問は、無報酬とする。

(事務局)

第 30 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長 1 名及び職員若干名を置くことができる。
3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等に関する事項については、理事会において別に定める。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
4 理事長が必要と認め、かつ理事会の承諾を得た会員は理事会に出席し、理事長の指名により意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第33条 理事会は、毎月1回、理事長が招集する。

2 前項のほか、次の各号の一に該当する場合には、理事長が臨時理事会を招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事又は監事から、理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- 3 理事長は、前項第2号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 例会及び委員会

(例会)

第37条 この法人は、全会員をもって構成する例会を毎月1回以上開催する。

2 例会の運営については、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

(委員会)

第38条 この法人に委員会を置く。

2 委員会の数及び名称は理事会において定める。

3 それぞれの委員会は、理事1名以上と正会員若干名をもって構成する。

4 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員会が担当する事業に係る事業計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 理事会の決議を経た事業を業務執行理事のもと、運営すること。
 - (3) 当該事業終了後、理事会に報告すること。
- 5 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 その他の委員会の運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は仁平義一とする。
- 3 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。